

転入された方へ

能勢町役場 住民課(住民票・戸籍) 電話 072-734-2107(直通)

【役場各施設】

本 庁 (能勢町宿野 28 番地) **本 館**・**西 館**

保健福祉センター (能勢町栗栖 82 番地の 1)

浄化センター (能勢町下田 119 番地の 1)

し尿処理施設 (能勢町下田 119 番地の 31)

対象となる方	手続きの内容	手続きをする窓口
個人番号カードをお持ちの方	<p>・<u>継続利用処理</u>を行います。転入届の日から 90 日以内にご持参ください。 ※暗証番号を入力していただくことが必須となります。</p>	本 庁 本 館 住民課(住民票・戸籍) ☎072-734-2107
国民健康保険加入者	<p>・<u>国民健康保険加入手続き</u>をしてください。 ※手続きに必要なものについては、担当窓口にお問い合わせください。</p>	
国民年金	<p>・<u>海外から転入された方</u>は、加入手続きをしてください。</p>	
後期高齢者医療対象者	<p>・<u>後期高齢者医療の住所地変更手続き</u>をしてください。</p>	本 庁 本 館 住民課(保険・年金) ☎072-731-3202
重度障がい者 医療費助成制度ひとり親家庭 医療費助成制度子ども医療費助成制度対象者	<p>・医療費助成制度の対象となる方は担当窓口で手続きをしてください。 ※手続きに必要なものについては、担当窓口にお問い合わせください。</p>	
介護保険 加入者	<p><要介護、要支援の認定を受けられている方> ①<u>受給資格証明書</u>を担当窓口に提出してください。 ※手続きに必要なものについては担当窓口にお問い合わせください。 ②<u>転入日より 14 日以内に届出をしてください。</u> ※14 日を過ぎますと、前住所地で発行された受給資格証明書が無効となり、サービスが受けられなくなります。 ③<u>負担限度額認定証</u>を必要とする方は、担当窓口に申請してください。</p> <p><その他の方> ・新しい介護保険被保険者証を作成してください。</p>	保健福祉センター 健康づくり課(包括支援) ☎072-731-2160

対象となる方	手続きの内容	手続きをする窓口
児童手当 受給者 (公務員を除く)	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑、厚生年金等の加入者は事業所の年金加入証明(健康保険証等)、振込口座のわかるものを持って、担当窓口で手続きをしてください。 転出予定日の翌日から15日以内に手続をしてください。 ※15日を過ぎますと児童手当の認定情報の引き継ぎが出来なくなることがあります。 	
児童扶養手当 受給者	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑、児童扶養手当証書を持って、担当窓口で手続きをしてください。 	保健福祉センター 福祉課(福祉) ☎072-731-2150
特別児童扶養手当 受給者	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑、特別児童扶養手当証書を持って、担当窓口で手続きをしてください。 	
障害福祉サービス等 受給者	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑、手帳、受給者証を持って、担当窓口で手続きをしてください。 	
保育所 幼稚園 認定こども園 入所、入園希望者	<ul style="list-style-type: none"> 手続きに必要なものについて、あらかじめ、担当課にお問い合わせのうえ手続きをしてください。 	
小中学校の児童生徒	<ul style="list-style-type: none"> 在学証明書をもって、担当窓口で転校手続きをしてください。 その他、手続きに必要なものについては、担当課にお問い合わせください。 	本庁 本館 学校教育総務課 (学校指導) ☎072-734-2693
水道 手続き	<ul style="list-style-type: none"> 水道使用開始に伴う手続きについて、右記の連絡先にお問い合わせください。 <p>※遅くとも開栓予定日の3営業日前までには、ご連絡ください。なお、営業時間外の開栓は行いませんので、ご了承ください。</p>	大阪広域水道企業団 豊能地域水道センター ☎072-738-3311 営業時間 午前9時～午後5時半 (土、日、祝日、年末年始を除く)
下水道 手続き	<ul style="list-style-type: none"> 手続きに必要なものについて、右記の連絡先にお問い合わせください。 	能勢浄化センター 都市整備課(下水道) ☎072-734-3403
し尿・浄化槽	<ul style="list-style-type: none"> 汲取式トイレのし尿収集、また、浄化槽の点検・清掃等については、し尿処理施設にお問い合わせください。 	し尿処理施設 ☎072-731-3089
原動機付自転車 (~125CC)登録	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑、原動機付自転車の廃車証明書(若しくは、転入前の市區町村のナンバープレートと標識交付証明書)を持って、担当窓口で手続きをしてください。 	本庁 本館 理財課(税務) ☎072-734-0153

犬を飼われている方	<ul style="list-style-type: none">・担当窓口で住所変更の手続きをしてください。・手続きに必要なものについて、あらかじめ担当課にお問い合わせください。	本 庁 西 館 2階 みどり環境課(環境衛生) ☎072-734-3171
-----------	--	--